

[事案 2019-239] 入院給付金等支払請求

・令和3年3月18日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年11月上旬から令和元年5月上旬の間、糖尿病等により入院し手術したため（本入院等）、平成30年9月下旬に申し込み11月下旬が責任開始期の終身医療保険にもとづき、入院および手術給付金を請求したところ、責任開始期前の発病を原因とする入院であるとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)本入院等は、本契約の申込日後の発病を原因とする入院・手術である。
- (2)募集人からは、少なくとも、平成30年11月下旬の責任開始期以降の給付金は支払対象になると説明を受けていた。

<保険会社の主張>

本入院等は、責任開始期前の発病を原因とする入院であるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院および手術給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、本入院の初期段階に入院先を複数回訪問しており、申立人から「契約が成立する前に入院した場合どうなるのだろう。」との質問を受けていたが、その際、責任開始期や支払事由の意味について、もう少し噛み砕いた説明をしていれば、申立人の誤解が解消され、行き違いを回避することができたと考えられる。